住所　大阪府枚方市養父東町35番６号
　魏秀梅　昭和57年７月28日生
住所　大阪市東住吉区南田辺１丁目１番15号
　劉墜　昭和62年９月26日生
住所　大阪府八尾市南植松町５丁目72番地
　金世一　昭和19年３月14日生
　朴雙姫　昭和31年５月１日生
　金和世　平成10年11月12日生
住所　大阪府吹田市千里山東２丁目23番16号
　白殷周　昭和47年６月18日生
　李友敬　平成12年11月30日生
　李智娜　平成14年１月21日生
　李ハナ　平成15年10月17日生
住所　堺市南区赤坂台５丁26番４－１号
　鄭栄一　昭和50年10月18日生
住所　堺市美原区北余部267番地49
　范爽　平成７年12月30日生
住所　大阪市中央区玉造１丁目23番10号
　李宏岩　昭和54年２月20日生
住所　大阪市東淀川区瑞光５丁目５番52号
　朱花枝　昭和28年９月５日生
住所　東京都中野区本町２丁目50番12―401号
　アローナ・ヘルナンデス・ロサレス　昭和39年10月14日生
住所　東京都杉並区和泉４丁目51番15―502号
　高眞央　昭和61年10月16日生
住所　東京都新宿区高田馬場４丁目38番27号
　ブレント・ユージン・デ・シェン　昭和23年11月４日生
住所　千葉市稲毛区園生町705番地３
　杜鈺　平成８年５月29日生
住所　東京都足立区西伊興１丁目９番10号
　肖清国　昭和51年９月７日生
　王紅艶　昭和54年10月17日生
　肖琦　平成13年６月28日生
　肖心悦　平成16年９月28日生
住所　愛知県瀬戸市八幡台２丁目１番514号
　李眞理子　昭和27年５月25日生
住所　名古屋市中川区広田町１丁目１番地
　権慶周　昭和44年３月25日生
住所　愛知県春日井市東野町４丁目７番地14
　金直美　昭和40年９月５日生
住所　愛知県豊川市伊奈町南山新田104番地14
　金明江　昭和37年３月７日生
住所　愛知県知立市南新地２丁目８番地３
　金東成　平成元年１月９日生
住所　名古屋市千種区池上町１丁目５番地50
　孫文生　昭和26年９月７日生
　李清子　昭和30年６月27日生
住所　東京都中央区新川２丁目19番８―506号
　孫翔太　昭和57年１月11日生
住所　北九州市八幡西区浅川日の峯２丁目24番１号
　李静香　昭和50年６月13日生
　金義人　平成13年８月５日生
住所　愛知県岡崎市北野町字申待２番地１
　朴明希　昭和56年11月３日生
住所　愛知県岡崎市真伝町字供養坊２番地83
　朴陽一　昭和58年５月８日生
住所　滋賀県守山市伊勢町411番地１
　徐里紗　昭和61年１月22日生
住所　岡山市南区新保1132番地６
　許岩　昭和52年７月21日生
住所　東京都練馬区豊玉中２丁目28番14―403号
　徐静雯　昭和59年４月18日生
住所　東京都練馬区石神井台８丁目18番34―218号
　權善英　昭和53年２月16日生
　金敏　平成13年９月18日生
住所　東京都中野区南台１丁目６番17―1101号
　張晨光　平成７年３月２日生
住所　東京都江東区大島４丁目１番６―1252号
　陳峰　昭和60年12月24日生
住所　広島県福山市久松台２丁目28番３号
　河麻希　昭和58年３月９日生
住所　東京都板橋区蓮根３丁目26番12―202号
　蘇爽　昭和50年４月３日生
　高熙婕　平成22年６月20日生
住所　埼玉県鶴ヶ島市新町３丁目21番地55
　林絵美　平成６年３月23日生
住所　埼玉県川口市桜町１丁目６番48号
　姜妍　昭和57年１月１日生
住所　静岡県富士宮市東阿幸地188番地５
　周永偉　昭和36年７月６日生
　周安博　平成８年10月31日生
住所　神戸市灘区弓木町３丁目２番16号
　周映彤　平成６年１月９日生
住所　兵庫県尼崎市東園田町９丁目38番地
　韓国萍　昭和54年１月13日生
　韓佳融　平成14年12月25日生
住所　名古屋市中区千代田２丁目25番14号
　張晶超　昭和61年３月12日生

○外務省告示第百七十四号

平成二十九年五月九日にネーピードーで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の簡約の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

２　贈与の限度額　六億千万円

３　贈与の供与期限　平成三十六年十二月三十一日

４　署名

日　署名者
ミャンマー側　側　樋口建史在ミャンマー大使
平成二十九年五月二十二日　財務副大臣　ウン・マウン・ウィン計画・財務ウン・マウン・ウィン大臣

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第八百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年五月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市高岡町五町の字柿谷三〇九一の一、三〇九一の二、三〇九一の七から三〇九一の一〇まで、三〇九一の二一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

２　１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり」とする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年五月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字上米良字二畝之谷四二二の一一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

１　立木の伐採については、主伐は、択伐による。

２　部分に限る。）　字二畝之谷四二二の一一（次の図に示す

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり」とする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年五月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字分城字下園地一六一八の一・一六一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり」とする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）